

# 生活排水処理基本計画

平成 3年 1月 策定  
令和 2年12月 改定

防 府 市

## はじめに

防府市は、山口県瀬戸内沿岸のほぼ中央に位置し、東は周南市、北から西にかけては山口市に隣接し、18,937haの市域を擁しています。

市北部は、右田ヶ岳を初めとする中国山地が連なり、東方には標高631mの大平山を望み、市域の約半分を標高50m以上の山々が占める一方、中部から南部臨海部にかけては一級河川佐波川流域に発達した三角州と旧藩時代に造成された干拓地によって、県内最大の防府平野が形成されています。

本市の人口は、現在の市域となった昭和30年度は96,821人（昭和30年10月1日国勢調査）であり、昭和40年度までは減少傾向にあったものの、その後人口増に転じ、平成6年度が人口のピークで120,140人まで増加し、その後は、微増減を繰り返し、平成20年度頃からは減少傾向となり、令和元年度現在の人口は115,525人となっています。

なお、人口がピークを迎えた平成6年度の世帯数は、44,728世帯でしたが、令和元年度には、56,049世帯となり、人口は減少していますが世帯数は増加を続けており、核家族化及び単独世帯化が進行している状況にあります。

本市では、昭和46年度に、小野、野島地域を除く区域を都市計画区域と定め、令和元年度現在、このうちの2,982haが市街化区域、11,339haが市街化調整区域となっています。

土地の利用状況は、市域18,937haのうち約半分が平地であり、また、市域に占める民有地9,898haの土地利用形態別面積は表1のとおりです。

表1 【土地利用形態別面積】 (単位：ha)

年次	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地
H30.1.1	9,898	2,337	502	2,289	6	4,084	187	493

なお、令和元年度現在の行政区域の区域区分は表2のとおりです。

表 2 【行政区域の区域区分】

区 分	面 積 (ha)	構成比 (%)
行 政 区 域	1 8, 9 3 7	100.0
1 都 市 計 画 区 域	1 4, 3 2 1	75.6
(1)市街化調整区域	1 1, 3 3 9	59.9
(2)市街化区域	2, 9 8 2	15.7
2 都 市 計 画 区 域 外	4, 6 1 6	24.4

平成 23 年度（2011 年度）、本市は目標年次を令和 2 年度（2020 年度）とする第四次防府市総合計画を策定し、将来都市像を『人・まち元気 誇り高き文化産業都市 防府』と定め、その実現に向けた数々の施策を推進しています。

令和 2 年度までの 10 年間を計画期間とする第四次防府市総合計画では、「環境衛生の推進」として生活排水・し尿処理対策の充実、「上下水道の整備」として下水道の整備、下水道施設の維持・強化等を掲げ、文化産業都市としてあるべき市民生活基盤の充実と環境対策の強化に取り組んできました。令和 3 年度から 5 年間を計画期間とする第 5 次総合計画においても「環境衛生の推進」や「上下水道の整備」など引き続き取り組むべき施策として進めてまいります。

これらの施策に関しては、昭和 33 年度から着手した公共下水道事業が昭和 52 年度の供用開始以来、防府駅を中心にその公共下水道事業計画区域（以下「事業計画区域」という。）を広げ、令和元年度時点での処理区域が 2,058ha に及んでいます。今後も公共下水道事業計画に基づき、公共下水道の整備を進めてまいります。地形的要因等で整備困難もしくは現状において家屋が建っていない区域等もあることから、社会情勢や地域状況の変化によって整備区域の見直しも必要となります。今後の生活排水の処理については、公共下水道による集合処理と合併処理浄化槽による個別処理で経済性の比較を行った上で整備箇所を検討していく必要があります。また、離島である野島については、昭和 61 年度に漁業集落排水事業を完成させ、以後、適正に事業を継続しています。

一方、下水道が普及していない事業計画区域外においては、トイレの水洗化等の快適な生活環境に対する要望に併せ、環境保護に対する市民意識の向上も見ら

れ、合併処理浄化槽設置数が増えていましたが、近年、事業計画区域の拡大や民間開発業者による開発ペースの鈍化により、設置数が減少しており、今後もこの傾向は続くものと見込まれます。

なお、本市が平成30年度に実施した市民の意識調査において下水道の普及がどのような生活改善に役立っているかについては、「生活雑排水(トイレや台所)の浄化」が78.4%と最も高く、続いて、「川や海などの水質汚濁の防止」64.7%、「衛生的な住環境の整備」63.9%でした。

防府市域からの排水は河川や農業用排水路を流下し、瀬戸内海三田尻湾・防府海域及び中関・大海海域に注ぐこととなります。

瀬戸内海は閉鎖性水域であるため、汚れた生活排水が流入することは、資源、環境を危機的状況に陥れる危険性があるため、工場等からの産業系排水も含め、汚水を出させない施策と浄化を目指す施策を実施、実現する必要があります。

## I 基本方針

### 1 生活排水処理に係る理念、目標

科学技術等の発展・普及により市民生活は豊かになりましたが、その結果、自然環境へ多くの負荷が発生し、河川や海の汚染等、地球環境を蝕む諸問題が顕在化してきました。

そのため、生活排水の処理については、近年、衛生的で快適な生活を求める市民意識のもとに公共下水道整備事業が推進されており、また、事業計画区域外の地域においても、補助金制度を活用した合併処理浄化槽設置を進めています。

本市としては、野島地区を除いた市街化区域内における公共下水道普及率の向上と併せ、市街化区域外における合併処理浄化槽の整備推進等を図ることで、汚水処理人口95%以上を令和8年度に達成(10年概成)し、生活排水の浄化を行い、豊かな自然と共生できる「安全で安心して暮らせるまちづくり」を目指します。

## 2 生活排水処理施設整備の基本方針

本市の生活排水処理に係る理念や目標を具体化するため、下水道法の規定により山口県が作成した「周防灘流域別下水道整備総合計画」（平成 24 年度）と「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想マニュアル」（国土交通省、農林水産省、環境省の 3 省連携・平成 25 年度）作成に伴い見直しされた「山口県汚水処理施設整備基本構想」（平成 29 年度）に基づき、本市の自然的・社会的要因等を勘案して次のとおり生活排水処理に関する基本方針を定めています。

- (1) 市街化区域においては、公共下水道事業を推進する。
- (2) 市街化調整区域及び都市計画区域外地域（小野地区）においては、合併処理浄化槽設置整備事業を推進する。
- (3) 都市計画区域外地域（野島地区）においては、既設の漁業集落排水事業を継続する。

## II 目標年次

本市の生活排水処理基本計画における目標年次を令和 7 年度（2025 年度）とします。

なお、本市が計画する諸事業等の実施に伴い生活排水処理基本計画の変更を行う必要が生じる場合は、上記に限らず当該基本計画について早めの見直しを行うこととします。

## III 生活排水の排出状況

- 1 現在の公共下水道事業における処理計画面積は、2,407ha です。  
なお、工期を令和 22 年度とする全体計画面積については、2,651ha です。
- 2 集落排水事業については、離島である野島地区において漁業集落排水事業を実施しており、昭和 61 年度から供用開始しています。
- 3 合併処理浄化槽の普及は、当初、集合住宅を中心に進みましたが、市民の環境保護に関する意識の向上に併せ、平成 3 年度から開始した助成事業（浄

化槽設置整備事業) の効果もあり、家庭用小型浄化槽 (10 人槽以下) の普及が進み、令和元年度現在 6,884 基が設置されています。

なお、本市における生活排水処理形態別内訳は表 3 のとおりです。

表 3 【生活排水処理形態別内訳 (実績)】 (単位: 人)

処 理 形 態	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)
1 計 画 処 理 区 域 内 人 口	117,319	116,721	116,329	116,150	115,525
(1) 水洗化・生活雑排水処理人口	97,753	97,717	98,270	99,142	99,211
(ア) 公 共 下 水 道	68,096	68,579	69,517	70,859	71,780
(イ) 農業・漁業集落排水施設	109	102	99	91	84
(ウ) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
(エ) 合 併 処 理 浄 化 槽	29,548	29,036	28,654	28,192	27,347
(2) 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単 独 処 理 浄 化 槽 )	9,189	8,781	8,279	7,592	7,169
(3) 非 水 洗 化 人 口	10,377	10,223	9,780	9,416	9,145
2 計 画 区 域 外 人 口	0	0	0	0	0

## IV 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表 4 のとおりです。

表 4 【生活排水の処理主体】

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公 共 下 水 道	し尿、生活雑排水及び工場排水等	防府市
漁業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	防府市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽（合併、単独）汚泥	防府市

## V 生活排水処理基本計画

### 1 生活排水の処理計画

- (1) 令和 7 年度を目標年度とする生活排水処理率、処理対象人口内訳及び処理形態別内訳については、以下表 5～表 7 のとおりです。

表 5 【生活排水処理率】

処 理 率	平成 2 年度	現 在 (令和元年度)	目標年度 (令和 7 年度)
生 活 排 水 処 理 率	40.3 %	85.8 %	91.1 %

表 6 【生活排水処理対象人口内訳】

(単位：人)

処 理 対 象 人 口	平成 2 年度	現 在 (令和元年度)	目標年度 (令和 7 年度)
行 政 区 域 内 人 口	118,186	115,525	110,689
計 画 区 域 内 人 口	118,186	115,525	110,689
水 洗 ・ 雑 排 水 処 理 人 口	47,592	99,211	100,786



表 7 【生活排水処理形態別内訳】

(単位：人)

処 理 形 態	平成 2 年度	現 在 (令和元年度)	目標年度 (令和 7 年度)
1 計画処理区域内人口	118,613	115,525	110,689
(1) 水洗化・生活雑排水処理人口	47,592	99,211	100,786
(ア) 公共下水道	35,300	71,780	76,515
(イ) 農業・漁業集落排水施設	311	84	64
(ウ) コミュニティ・プラント	0	0	0
(エ) 合併処理浄化槽	11,981	27,347	24,207
(2) 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	24,533	7,169	4,353
(3) 非水洗化人口	46,061	9,145	5,550
2 計画区域外人口	0	0	0

## (2) 生活排水を処理する区域及び人口等

生活排水を処理する区域等については、別紙図面に表示します。

## (3) 施設及びその整備計画の概要

生活排水処理施設及び整備計画概要については、表 8 のとおりです。

表 8 【生活排水処理施設及び整備計画概要】

処 理 施 設 名	計画処理区域等	計画処理人口等	整備(予定)年度	事 業 費 (見込みを含む)
公 共 下 水 道	整備面積 2,407ha	85,505 人	昭和 33 年度 ～令和 6 年度	91,663 百万円
漁業集落排水施設	野島地区 8.6ha	800 人	昭和 57 年度 ～昭和 60 年度	588 百万円
合併処理浄化槽	公共下水道整備 計画区域を除く 市内全域	26,000 人	平成 3 年度 ～令和 2 年度	2,838 百万円
		2,672 人	令和 3 年度 ～令和 7 年度	295 百万円
し尿処理施設	市内全域	165kℓ/日	平成 3 年度 ～平成 5 年度	3,805 百万円

## 2 し尿・浄化槽汚泥の処理

### (1) 現 状

本市において発生する汲み取りし尿及び浄化槽汚泥は、許可業者によって収集・運搬され、市のし尿処理場で処理されています。

当該処理場は、平成 5 年度に竣工し、標準脱窒素処理方式により 1 日当たり 165kℓの処理能力を有しています。また、山口市徳地地域から発生したし尿及び浄化槽汚泥を山口市から委託を受けて処理しています。

(2) し尿・浄化槽汚泥の排出状況

表7のうち、非水洗化家庭等からのし尿と単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽からの浄化槽汚泥の排出状況に関しては、表9に示すとおりです。

表9 【し尿・浄化槽汚泥排出状況】 (単位：kℓ/日)

排 出 物	(平成2年度)	現 在 (令和元年度)	目 標 年 度 (令和7年度)
汲 み 取 り し 尿	70.5	14.2	6.3
単 独 処 理 浄 化 槽 汚 泥	61.8	19.3	17.1
合 併 処 理 浄 化 槽 汚 泥	14.3	69.8	58.1
合 計	146.6	103.3	81.5

(3) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

全体の排出量の減少が見込まれますが、本市におけるし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬・処理処分については、現在の形態を維持、実施するものとします。また、山口市徳地地域から発生したし尿及び浄化槽汚泥の受入については、山口市と協議を行ってまいります。

なお、し尿処理場は老朽化が進んでいることから、その対策について検討していきます。

※本基本計画中の実績数値はすべて年度末のものであります。